

住まいの通信

第1号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター
 TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakueijutaku.jp/>

令和7年度 住宅使用料等の支払いスケジュール

住宅使用料等の納期限は月末です。ただし、末日が金融機関の休業日の場合は、翌月の最初の営業日となります。

住宅使用料等	納期限（引落日）	住宅使用料等	納期限（引落日）
2025年4月分	4月30日（水）	2025年10月分	10月31日（金）
2025年5月分	6月2日（月）	2025年11月分	12月1日（月）
2025年6月分	6月30日（月）	2025年12月分	1月5日（月）
2025年7月分	7月31日（木）	2026年1月分	2月2日（月）
2025年8月分	9月1日（月）	2026年2月分	3月2日（月）
2025年9月分	9月30日（火）	2026年3月分	3月31日（火）

ゴールデンウィークの業務のご案内

休日：4月29日（火）

5月3日（土）、4日（日）、5日（月）、6日（火）

◆世田谷区営住宅等窓口センターのご案内◆

〒158-0097

世田谷区用賀4-13-3 ハイマートピア用賀

電話 03-6805-6523

営業時間：午前8時30分～午後6時まで

※設備異常などが発生した場合は、上記にご連絡いただければ東急コミュニティーの設備緊急センターに自動転送され、受付されます。なお、入居者負担となるものは、1万5千円（税別）と修理費用が発生する場合がございます。



各種手続きのご案内

区営住宅にお住まいの方で、ご家族の構成に変更がある場合などは、手続きを行なう必要がありますのでご注意をお願いします。



必要書類など、詳しくは区営住宅等窓口センターにお問い合わせください。

同居

◆別に住んでいた人を同居させたい ⇒ **同居承認申請書**

婚姻や養子縁組等の事情があり、許可することが適切な場合で

収入など条例等に定める基準を満たした場合に限り許可されます。

使用権承継

◆名義人が死亡したがこのまま住みたい ⇒ **使用権承継申請書**

名義人の死亡や離婚による転出などのやむを得ない事情があり、

収入など条例等に定める基準を満たした場合に限り許可されます。

世帯員変更

◆同居者転出・死亡または子供が生まれた場合 ⇒ **世帯員変更届**

毎年提出する収入報告書に記載しても、手続きをしたことにはなりませんので、

ご注意ください。配偶者の転出は、離婚を除いて認められません

長期不在

- ◆ 転勤・出張・長期入院などにより、1 か月以上にわたり区営住宅を誰も使用しない場合⇒ **長期不在届**
不在を証する書類（入院証明書、医師の診断書等）も必要となります。

退去（住宅の返還）

- ◆ 区営住宅から退去する場合 ⇒ **区営住宅返還届**
退去する日の14日前までに提出。提出が遅れた場合は、受理日の翌日から14日目を退去日（返還日）とみなし、その日までの使用料（家賃）をいただきます。

ホームセキュリティ設置の希望者を募集

- ◆ 一般世帯におひとりでお住いの65歳以上の方を対象に、ご希望される方へホームセキュリティを設置しています。
ご希望の方は、窓口センターまでご連絡ください。
※費用は、区が負担するので一切かかりません。

チョット休憩?!(休憩になるかな??)

- ◆ お題は、マッシュ棒クイズ。

(マッシュ棒 1 本だけ動かして正しい計算式を作ってください)

例題 ⇒

$$7 - 4 = 5$$

回答 ⇒

$$7 - 4 = 3 \quad 7 - 4 = 3$$



クイズスタート楽しみながら頑張ってください!! (回答は次ページ)

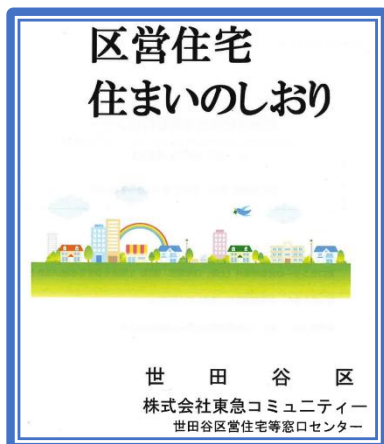
第1問 ⇒

$$5 - 3 = 9$$

第2問 ⇒

$$3 - 8 = 0$$

区営住宅住まいのしおり



区営住宅のお住いの皆様へ

※この度、『区営住宅住まいのしおり』
改訂版を作成いたしました。

4 月中に配布予定です。

室内の修繕に関する負担区分(入居者または区負担)を
分かりやすく図解しております。

また、手続きや共同生活を行う上でのルール、注意事項が
記載されておりますので、

「住まいのしおり」を熟読するようにしてください。

生活ルールについて

春が訪れ快適な季節になってきました。(花粉症の方すみません・・・) 居住者や近隣の皆様が、快適な生活をおくれるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

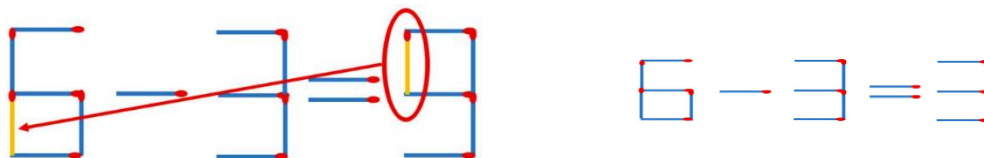


◆ 動物飼育の禁止

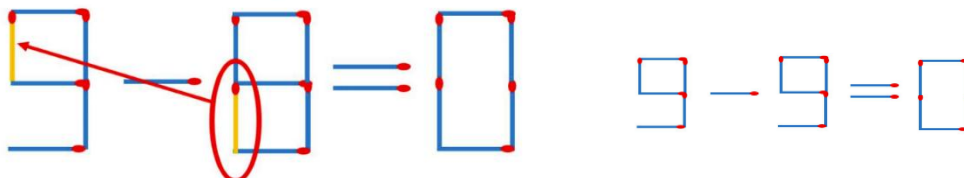
入居時にご説明しているとおり、他の入居者に迷惑となりますので、犬、猫、鳥などの動物の飼育や敷地内でのエサやりは固くお断りしています。鳴き声、抜け毛、フン尿等で近隣の方とのトラブルや、環境衛生悪化の原因となります。

● マッチ棒クイズ回答です

第一問



第二問



住まいる通信

令和7年8月

2025-第2号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター

TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakuei.jutaku.jp/>

収入報告書をご提出いただきましたか

◎区営住宅等にお住まいの方にお願ひした収入報告書について、ご提出いただいた方、ご協力ありがとうございました。

◎ご提出がまだの方は、必ず提出してください。

収入報告書は来年度の使用料（家賃）を決める重要な書類です。

収入報告書が提出されない場合、近傍同種住宅の家賃（民間と同程度の高い家賃）になります。あらかじめご了承ください。

簡単・便利・確実な口座振替・自動払込をご利用ください！

口座振替・自動払込をご利用いただくと、毎月金融機関にお出かけにならずに確実に使用料のお支払いができるので大変便利です。支払い忘れの防止になります。ご希望の方は下記窓口センターへお問い合わせください。

◆世田谷区営住宅等窓口センターのご案内◆

〒158-0097

世田谷区用賀4-13-3

ハイマートピア用賀2階

電話 03-6805-6523

受付時間：午前8時30分～午後6時まで

（土曜・日曜・祝日を除く）



自分で行う台風(大雨・強風)対策

台風や大雨は、毎年大きな災害をもたらします。ご自分でできる対策を見直しましょう。

■家の外の備え

- ・バルコニーや廊下の排水口は掃除をして水はけを良くしておきましょう。
- ・風で飛ばされそうなもの(物干しハンガー、植木鉢、物干し竿等)は家の中に入れましょう。

■家の中の備え

- ・懐中電灯、携帯用ラジオ(乾電池式)、救急薬品、衣類、非常用食品、飲料水等の非常用品を備えましょう。
- ・室内からの安全対策として飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼ることや、養生テープで×印のようにクロスして貼ること。さらにカーテンを閉めるのも効果的です。
- ・窓周辺の家財や家電は被害を受けない場所に移動させ、電気のコンセントは漏電、ショート、感電などの事故が発生する可能性があるため、抜いておきましょう。
- ・断水に備えて飲料水を確保、浴槽に水を貼るなどして生活用水を確保してください。
- ・雨水が落ちる箇所に「新聞紙や雑巾」を敷き、その上に「バケツ」を置いて、床を濡らさないようにしましょう。溜まった水が跳ねて水が飛び散ることがあるので、新聞紙や雑巾を敷いておくことで安心です。※雨が降っている時は防水工事ができませんので、自宅にあるもので応急処置をお願いします。



■市区町村が出す警戒レベル3又は警戒レベル4(避難情報)で必ず避難しましょう 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に 早めの避難をしましょう

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)		
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)		
				浸水の情報(河川)		土砂災害の情報(雨)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~						
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4相当	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2相当	氾濫注意情報	——
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1相当	——	——

市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

(参考)内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年度)」  
[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline)



# 熱中症予防について

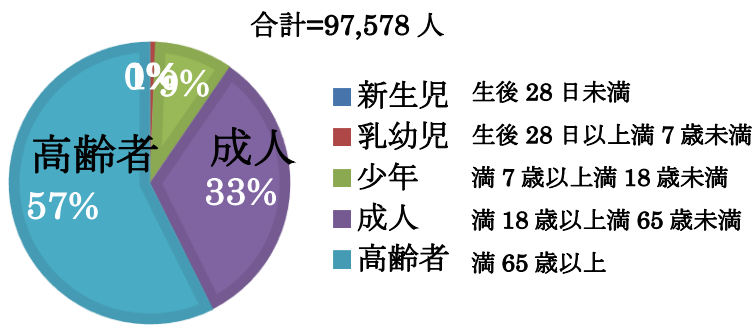
## ◆ 今年の夏も、とにかく熱い！！

— 令和6年5月～9月熱中症救急搬送データ

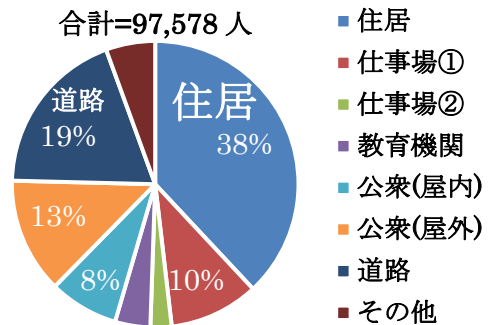


年齢別では高齢者が半数以上、発生場所では住居が一番多いです。家の中だから安心せずに熱中症予防を怠らず、お願いします。

### ◆ 年齢別区分別の救急搬送人員



### ◆ 発生場所別



総務省報道資料（令和6年10月29日）から抜粋

## — 熱中症予防の7つポイント —

①部屋の温度をこまめにチェック（部屋には温度計、湿度計をおくことをお奨めします）



②室温は28°Cを目安に、湿度は50%～60%を心がけ、エアコンや扇風機を上手に使いましょう（換気もこまめに忘れずに）

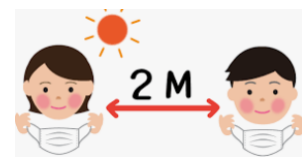
③のどが渇かなくてもこまめに水分補給（目安：日中は1時間に1回）



④『3食』きちんと食べる。栄養バランスの良い食事と体力づくり

⑤人込みを避けた散歩や室内での軽い運動を行う

⑥屋外で人と2m以上離れているときはマスクをはずしましょう。



⑦快適な環境でよく睡眠をとる（疲労も熱中症リスク）

## コツコツできる節電アイデア

電気代が高くて家計が苦しい～と多くの方から声が聞こえてきます。

そこで、節電に取り込むことをお勧めいたします。でも～、どうすればいいの？

実践できる節電アイデアのご紹介です。

① 一般的に家庭の中で1番消費電力が高いものは、エアコンです。

- ・フィルターの掃除(目安 2 週間に 1 度を目安に)
- ・熱中症に気を付けながら無理をしない温度設定(28℃推奨)



注意、こまめな電源 ON—OFF(30 分以下)は、電気消費量が大きくなる場合があります。

設定温度になるまでに急激にエアコンが作動するためです。

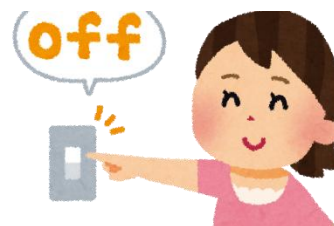
② 一般的に家庭の中で2番消費電力が高いものは、冷蔵庫です。

- ・冷蔵庫の中に詰め込みすぎない。(冷気が回らない)
- ・開け閉めの回数を減らすようにする。(冷気を逃がす)
- ・熱いものはできる限り冷ましてから中に入れましょう。(食中毒に注意)



③ こまめにスイッチオフ

- ・必要のない灯りは、こまめに消す。
- ・見ないテレビはこまめに消す。
- ・パソコンを使わないときは電源オフ。



④ 早寝早起き

- ・ライフスタイルを見直し照明時間を節約。



節電は、ちょっとした事の積み重ねです。コツコツがポイントです。

みなさまのひとりひとりの工夫がエコにもつながります。

できることから節電に取り組みましょう！！

区営・区立住宅にお住まいのみなさまへの広報誌

# 住まいる通信

令和7年12月  
第3号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター  
TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakuei.jutaku.jp/>

- ★年末年始業務のご案内 . . . 1ページ
- ★使用料通知書について . . . 2ページ
- ★区営住宅の各種手続き . . . 3ページ
- ★住宅使用料の滞納にご注意ください . . . 4ページ

## ◆年末年始業務のご案内◆



年末年始休業日：12月29日（月）～1月4日（日）

世田谷区営住宅等窓口センター

電話 03-6805-6523

※緊急事態が発生した場合などは、上記に連絡いただければ、  
（株）東急コミュニティー設備緊急センターに自動転送され、  
受付いたします。（24時間対応可）

なお、入居者負担となるものは、出動1回につき1万5千円（税別）と修理費用が発生する場合がございます。  
緊急性の低い場合は、1月5日以降にご連絡ください。

## 2月末までに区営・区立住宅の 令和8年度の使用料通知書を送ります

◎区営住宅等にお住まいの方にお願ひした収入報告書について、ご提出いただき有難うございました。

2月末日までに令和8年4月からの区営・区立住宅使用料について、お知らせをする通知書「令和8年度収入認定通知書兼使用料通知書」等をお送りします（区立特定公共賃貸住宅を除く）。この使用料は、みなさまから提出された収入報告書等をもとに認定した所得月額に応じて決められたものです。

### 収入報告書未提出および書類不足の世帯

ご提出が**まだ**の世帯は**至急、必ず提出**してください。  
収入報告書を提出されない場合、収入状況にかかわらず、4月から近傍同種程度の家賃（民間と同程度の高い家賃）になります。  
4月以降に書類を提出した場合、収入に応じた使用料の適用は、書類を受領した翌月からになりますので、ご注意ください。

### 使用料のお支払いは口座振替・自動払込みをご利用ください

口座振替や自動払い込みを利用いただくと、金融機関の窓口にお出かけにならずに、確実にお支払いができるので大変便利です。

口座振替日は、毎月1回原則として「月の末日」です。（末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日です。）

手続きについては世田谷区営住宅等窓口センターにご連絡ください。

# 区営住宅の各種お手続きのご案内

区営住宅は、所得が一定の基準以下の方を対象に、低廉な使用料で賃貸する公的住宅です。区営住宅の使用料は、お住まいの世帯全員の収入を基に使用料の算定を行っています。申請のない方を同居させることは、不正入居に当たることから、住宅の明け渡しと損害賠償請求の対象になります。

居住に関わる申請を以下にまとめましたので、該当される事項があれば、必ず区営住宅等窓口センターへお問い合わせいただき、ご申請手続きを行ってください。

## 【居住に関わる主な申請の種類】

■子どもが生まれた。世帯員が転出したなど ⇒ 世帯員変更

■別に住んでいた人を同居させたい ⇒ 同居申請

(公募入居の例外的措置であるため、特別な基準を設け、真にやむを得ない事情があり、かつ、住宅管理上支障がない場合に限り認められます)

■使用者が死亡したが、このまま住みたい ⇒ 使用権承継

■入院等により1月以上誰も使用しない ⇒ 長期不在届

■区営住宅を退去したい ⇒ 返還届

また、お住まいでない人の住民票を一時的でも区営住宅に移すことは、適切な管理の妨げになるため、決して行わないでください。適切な管理のため、入居者の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

# 住宅使用料の滞納にご注意ください

## 住宅使用料を滞納すると・・・



- ①支払いの督促を郵送及び電話で行います。
- ②口座引き落としできなかった使用料は、納付書による支払いとなります。

<滞納が続くと>

- ③連帯保証人の方へ連絡を行います。
- ④使用許可が取り消され、退室していただきます。



場合によっては、裁判により住宅を明け渡していただきます。

滞納してしまった場合、区営住宅等窓口センターへご連絡いただき、お支払い方法（分納も可能です）等についてご相談ください。

## 債務整理の相談について

債務整理は弁護士等の専門家と契約し、支援を受けながら進めることで解決することができます。一人で悩まずにお早めにご相談ください。

世田谷区では専門家の支援を受ける前の第一歩として、多重債務解決への道筋をつけるための相談等を下記の窓口で行なっています。

世田谷区消費生活センター TEL：03-3410-6522

各総合支所区民相談 世田谷TEL：03-5432-2016

北沢TEL：03-5478-8001 玉川TEL：03-3702-4864

砧 TEL：03-3482-3139 烏山TEL：03-3326-6304

## ◆世帯員の変更は忘れずご連絡ください◆

世田谷区営住宅等窓口センター

電話 03-6805-6523

※同居者転出・死亡または子供が生まれた場合 ⇒ 世帯員変更届  
毎年提出する収入報告書に記載しても、手続きをしたことにはなりませんので、ご注意ください。

区立高齢者借上げ集合住宅にお住まいのみなさまへの広報誌

# 住まいる通信

令和7年12月

第4号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター  
TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakuei.jutaku.jp/>

- ★年末年始業務のご案内 . . . 1ページ
- ★収入額報告書の提出・  
使用料通知書の送付について . . . 2ページ
- ★ゲーム感覚で脳内活性 . . . 3ページ
- ★防犯注意報発令中 . . . 4ページ

## ◆年末年始業務のご案内◆



年末年始休務日：12月29日（月）～1月4日（日）

世田谷区営住宅等窓口センター

電話 03-6805-6523

※緊急事態が発生した場合などは、上記に連絡いただければ、(株)東急コミュニティー設備緊急センターに自動転送され、受付いたします。(24時間対応可)

なお、入居者負担となるものは、出動1回につき1万5千円（税別）と修理費用が発生する場合がございます。緊急性の低い場合は、1月5日以降にご連絡ください。

## 収入額報告書の用紙を送ります

1月初旬以降に書類を送ります。  
集合ポストを忘れずに必ずご確認ください。

高齢者借上げ集合住宅の使用料（家賃）は、お住まいの方の収入に応じて決定します。そのため、毎年1月に収入を証明する書類や医療費領収書等の控除書類を添付した収入額報告書を提出していただいています。

ご提出いただいた『収入額報告書』等に基づき令和8年4月から令和9年3月までの1年間の使用料を算出しますので、必ずご提出ください。

### ご 注 意

収入額報告書を提出されない、提出された書類に不備・不足があり、提出が完了されない場合。

収入状況にかかわらず令和8年4月から使用料の減額を受けられなくなります。

## 新しい使用料の通知について

令和8年4月からの使用料、『令和8年度収入額認定通知書』等は、令和8年2月末にお送りします。

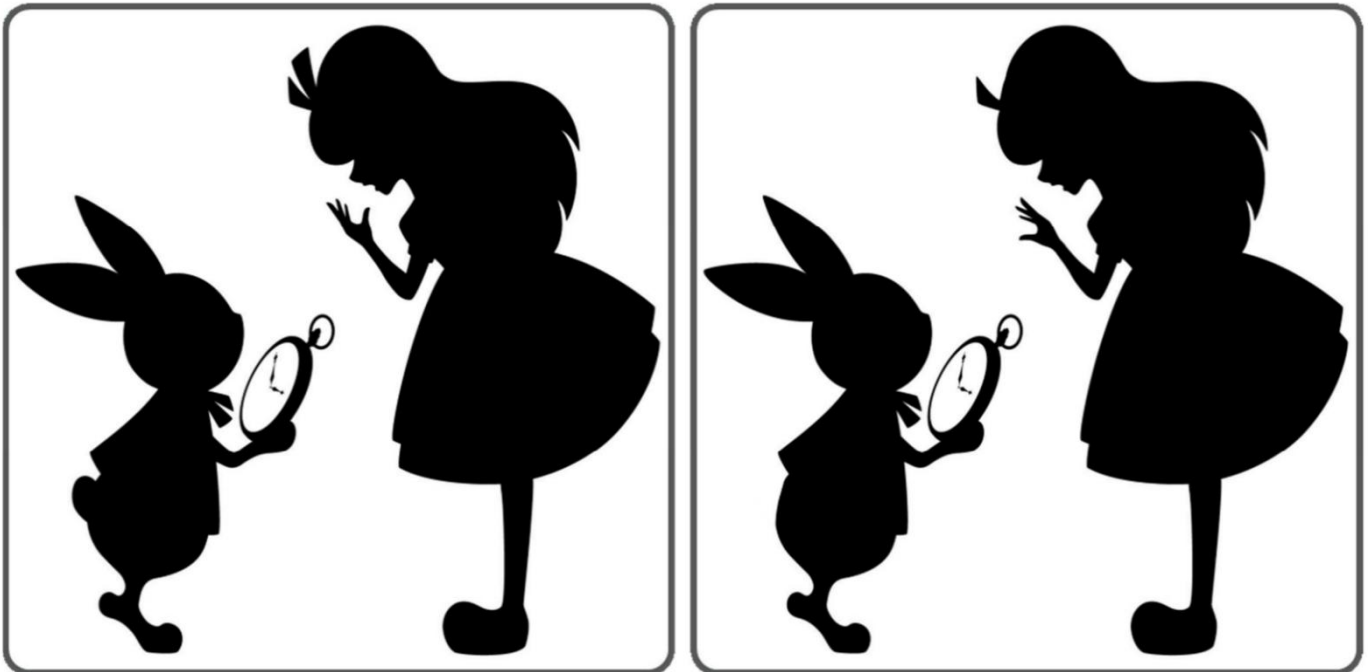
# ゲーム感覚で脳内活性

ゲーム感覚で頭の運動をして脳内活性しましょう！！

年齢を重ねるにつれ、注意力や判断力などの  
機能低下を感じることはありませんか？ゲーム感覚  
で頭の運動をして脳内活性しましょう！！

## 1. 間違い探し（3か所）

左右のイラストで違うところを3か所見つけてください（目標90秒）



(回答は次ページ)

# 防犯注意報発令中！！

あなたのところのすきまを狙っています！！

訪問販売による詐欺も出ています。



『無料でできます』

『今だったら特別』

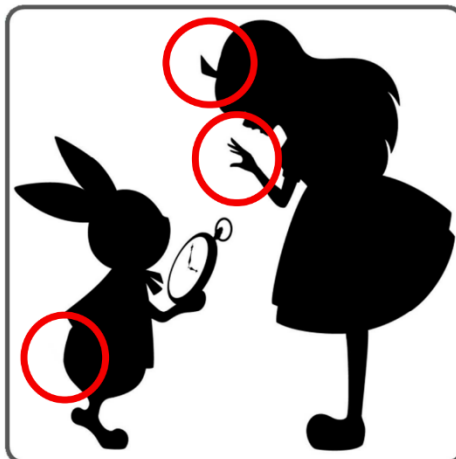
『お安くなります』

あまい言葉にご注意を！！



あやしいなと思ったら  
警察へ相談

1. 間違い探し（3か所）回答です



- ・髪の毛
- ・手の向き
- ・ウサギの尻尾

# 住まいる通信

令和8年1月  
臨時号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター  
TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakueijutaku.jp/>

～震災時の備えは出来ていますか？～

## 災害時に最低限必要な防災グッズ

### 最低3日分の非常用食料・飲料水

飲料水は1人1日3リットル  
アルファ米・ビスケット・乾パン・  
レトルト食品・板チョコなど

### 救急用具

持病の薬・常備薬・お薬手帳

### 携帯ラジオ

インターネットが  
使えない場合の情報収集に

### 軍手

災害時に怪我や汚れを  
防ぐために必須

### 懐中電灯

換えの電池もいくつか  
準備しておく

### 携帯トイレ

トイレットペーパーも  
忘れずにストック

### マルチツールナイフ

生活に必要な工具や  
ナイフとして使用

### 衣類・毛布など

衣類は圧縮袋でコンパクトに保管  
毛布やカイロなどの防寒アイテム

## ■ 避難場所の確認など

※日頃から準備しておきましょう！

学校や公民館など避難  
場所への避難路を確認  
しておきます

普段から家族で連絡方法  
を話し合っておきましょう



避難するときは、持ち物を  
最小限にして、両手を  
使えるように準備してお  
きます

# 家具転倒防止器具取付の支援をします

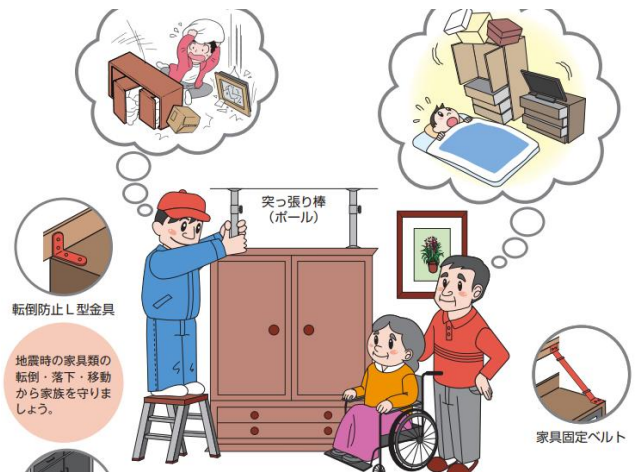
大きな地震が発生すると、転倒した家具による圧死の割合が非常に高いことは周知のとおりです。令和7年12月8日に東北・北海道地域にて大きな地震がありました。大国の日本では、いつ、どこで大きな地震が起きてもおかしくありません。

家具の転倒対策を行っていない人は、  
すぐに対策を始めましょう。

大けがにつながる重量物の固定には、  
L字金具器具・ベルト式が適しています。

なお、耐震固定に使用したビス穴等  
の軽微な修繕は退去時には請求しません。

※締め切り迫る！！令和8年1月30日



世田谷区には、家具転倒防止器具取付支援制度があります。

高齢者、障害者等がお住いの居室、寝室等にある家具類について、地震時の転倒を防ぐため区が委託している業者を派遣して、転倒防止器具の取付作業（室内での作業）を行います。

対象者	※支援の上限額は、器具と取付費用合わせて2万円までです。2万円を超える部分は申請者の負担となります。
① 満65歳以上の方	
② 身体障害者手帳（1級又は2級に限る）の交付を受けている方	
③ 特殊疾病の医療費助成対象者の方	
④ 愛の手帳（1度又は2度に限る）の交付を受けている方	
⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	
⑥ 被爆者健康手帳の交付を受けている方	
⑦ 要介護者（要介護状態区分が3、4又は5に限る）の方	
⑧ 生活保護法による保護を受けている世帯	

補足 支援対象になるかどうか、ご不明な場合は、下記のお問い合わせ先にお尋ねください。

◆ 問い合わせ先（耐震相談窓口）  
 防災街づくり担当部 防災街づくり課 耐震促進担当  
 ☎ 03-6432-7177 Fax 03-6432-7987